

令和2年度（2020年度）第11回教育委員会（12月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）12月14日（月）
午前9時30分から午前11時40分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

議案第2号 教職員の懲戒処分について

(2) 報告

報告(1) 熊本県文化財保存活用大綱の素案について

報告(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果（第2回）について

報告(3) 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校善行児童生徒表彰について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が吉井委員を指名し、了承された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号は人事案件のため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号、報告(1)から報告(3)を公開で審議し、非公開で議案第2号を審議した。

(5) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について御説明します。提案理由を1ページに記載しています。11月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず予算関係の議案ですが、4ページから20ページまでが議案本文で、教育委員会関係の予算については21ページから23ページに整理しています。

21ページは歳出予算補正ですが、いずれも増額補正です。1は、新型コロナや7月豪雨の対応の他、教育にかかる喫緊の課題等により、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当が不足したものの。2は、県立学校において新型コロナの影響により修学旅行を延期した場合等に発生するキャンセル料等の追加費用に対して補助するもの。3は、7月豪雨で被災し就学困難となった児童生徒等の保護者に対して就学援助を行う市町村への補助。4から6は、今年度すでに、コロナ対策のため、国から各県立学校に非接触型体温計等の物品やICT機器、家庭にWi-Fi環境がない生徒のためのモバイルルーター等を購入するための費用について助成されていますが、国から加算地域として追加助成があったもの。7は、台風9号・10号で被災した県立学校施設の災害復旧費。8は、7月豪雨で被災した県立学校産業教育設備の、9はあしきた青少年の家の災害復旧費です。

22ページをお願いします。繰越明許費の設定ですが、県立学校や県有施設の改修工事や災害復旧工事等について、入札不調等により今年度内の執行が困難となったため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

23ページをお願いします。債務負担行為補正ですが、これは令和3年度以降の予算については、通常は来年2月の県議会において予算が決定されますが、指定管理施設の管理委託や庁舎管理に関する業務委託等、契約事務に数カ月を要する場合や複数年契約を行う必要がある場合に、あらかじめ予算を決定しておくものです。

24ページをお願いします。次に、予算以外の議案について説明します。第21号議案ですが、こちらは熊本工業高校実習棟（第二期）改築工事について、予定価格が5億円を超える契約となるため議会の議決を要するものです。工期は令和4年1月26日までで、契約金額は7億3,645万円、契約の相手方は坂口豊 特定建設工事共同企業体です。

次の25ページから30ページまでは、県有体育6施設の新たな指定管理者の指定にかかる議案ですが、前回11月の定例教育委員会において審議いただいた内容ですので、説明は省略します。

31ページをお願いします。第47号議案は職員給与改定に関する条例改正ですが、「条例案の概要」を33ページに整理しています。「1 条例の名称」、「2 改正の必要性」ですが、これは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等について、人事委員会勧告等に基づき、改正するものです。「3 主な改正内容」ですが、期末手当を0.05月分引き下げます。「4 施行期日」については、期末手当の支給月数の引下げは令和2年12月1日から、令和3年度以降の期末手当の均等配分は、令和3年4月1日からとしています。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告（１） 「熊本県文化財保存活用大綱の素案について」

文化課長

文化課です。現在、「熊本県文化財保存活用大綱」の素案を取りまとめています。別冊として素案の本体を配布していますが、本日は概要版で御説明します。

まず、「大綱の位置付け」ですが、本大綱は今後の県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、本県の取組みを進める上での共通の基盤とすることを目的として策定するものです。文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定し、本大綱の対象期間は10年間としています。

策定にあたっては、近年、少子高齢化や人口減少、地震や水害のような災害等によって文化財の保存に危機が生じていることや、観光や地域活性化に向けた文化財の活用への期待が高まっている社会的背景とともに、文化財保護行政における専門職員や予算の不足等の厳しい現状等を考慮しました。

そこで、資料左下に今後の県における文化財の保存・活用に関する基本的な方針を掲げています。「文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいく」という方針になります。文化財の保護の目的・効果等を「つなぐ」という言葉をキーワードとして整理しました。

続いて、資料の右側にこの基本的な方針に基づき、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置について、文化財を「まもる」「活かす」「伝える」、人・組織を「育てる」という4つの要素で整理しています。「まもる」では文化財の悉皆調査と記録作成の推進や災害等への備え等について、「活かす」では学校教育・社会教育と連携した文化財の活用等について、「伝える」では文化財の情報発信等について、そして最後に「育てる」では専門職員のスキルアップのほか、次世代を担う人材の育成等について記載しています。併せて、これら4つの要素に沿った県内の市町村への支援の方針を下に示しています。

また、資料右下に、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨等の災害において文化財が大きな被害を受けたことから、それらの経験に基づいた防災及び災害発生時の対応について示しています。ここでは、「平時」、「災害発生時」、「復旧期」という三期に分けて、それぞれの段階において文化財を守るための基本的な対応について記載しています。

最後に、資料右下の「今後のスケジュール」です。これまで、有識者会議での検討や市町村・博物館等の関係機関の意見聴取等を経て素案を作成しました。

今後、1月にかけてパブリック・コメントを実施し、広く県民の御意見を聴取します。その後、3月までに策定を完了させる予定です。

報告（1）は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

「文化財の保存・活用に関する基本的な方針」において使われている「つなぐ」という言葉が、この大綱を象徴する言葉だと感じました。地域と文化財をつなぐ、それを守る人とつなぐ、それを守っていく世代をつなぐ、という意味でとても大切な言葉だと思います。

「文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」の中で印象に残ったのは、文化

財を守る基本は文化財が地域の誇りであり、地域住民にとっての宝であるという意識にある、という部分です。また、この項目の最後に子ども達に文化財を守る意識を持ってもらうことが重要であり、子ども達を対象とした出前授業や体験学習等の機会をとおして意識の醸成を図る取組みを推進することのほか、価値の高い文化財でも価値を知られていなかったり、災害の発生に伴い、消滅してしまう現実があったりすることにも触れてあります。この箇所が大綱の中でも一番象徴的な部分だと思って読みました。次世代を担う子ども達に対する施策はとても重要であり、是非推進してもらいたいです。文化財を知らない、どんなに価値があるものであっても愛着や宝であるという意識が湧かないため、そのことを周知することが重要で、子ども達が文化財のことを知ってくると子ども達から大人に伝わるとともに、子どもの頃に覚えたものは記憶として残り、つながっていきます。しかし、あまり知られていない文化財は、それを守る人がいないという問題が発生しています。高齢者だけの集落で何とか文化財を守っているところがあるので、支援していただけるとありがたいです。

また、「つなぐ」について、例えば学芸員の養成課程がある大学と地域をつないでゼミ生にボランティアで来てもらって祭りを行ったりする、このようなイベントができる等の提案を地域にさせていただきたいです。市町村からこの予算で何かしてくださいと地域に話があっても、実際何をして良いか分からないということが多いと思います。長く続けるための支援は財政的な面からだけでなく、知恵を出すという面からもあって良いのではないのでしょうか。「つなぐ」という言葉に関連して、その地域だけでまとまるのではなく、他の地域につなぐ、他の団体につなぐ、大学につなぐ、という方法を提案することを是非お願いします。

文化課長

御指摘のとおり地域の中で文化財が大事にされ、守られていくことで地域のつながりが保て、地域の誇りとなることにつながると考えています。大綱は、地域の中でこれからも文化財を守り続けなければならないという視点で策定しています。現在、どの市町村でも担い手不足が一番大きな課題としてあります。そのため、例えばこれまで地域で守ってきた仏像等について、維持管理の負担を軽減するために三次元測量によってレプリカを作成し、通常本物は他の場所に保管して、祭りやイベントのときだけ現地で展示する等の取組みを検討する必要があると考えます。また、伝統芸能等の無形民俗文化財を地域の中でどのように今後活性化していけるのかについて、本年度から市町村と意見交換しようとしていましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響でできなくなってしまいました。来年度は市町村との意見交換や全国の事例等の調査を行い、大学や地域との連携について検討しながら、文化財を次の世代につないでいくことにしっかり取り組みたいと考えています。

田口委員

大学との連携について、現在、県立大学と様々な面で連携されていますが、さらにそれを進めてほしいと思います。なお、熊本大学では学芸員の資格取得につながる講義を多く行っています。以前、関わらせていただいた土曜授業や地域との連携カリキュラムマネジメントを考えていく会議の中でも、伝統芸能を伝授する地域の方々と小中学生との連携が非常に進んでいる地域が多かったため、それを更に活性化していただきたいと思います。それは、熊本県が掲げる「地元を誇りをもつ子どもを育てる」ということにもつながります。

また、地元祭りにある地域は、一度人が外に出ても元に戻ってきたり、祭り

の時期には参加したりするように、地域とのつながりにも非常に関わってくるので大事にしていただければと思います。

文化課長

大学との連携が重要になってくると認識しており、文化財保護審議会委員からもそのような御意見が出されています。今後連携をさらに深めていきます。

また、地域の中で人が減少している分を周りで補う形が大事だと思っています。

木之内委員

我々のところは熊本地震で被害がひどかったところですが、現実として地域の集落にあった祭り等もこの4年間中止となっています。各地域にある小さな祭り等は何年か実施せず、そこが高齢化している場合、途切れてしまうというのが現実問題としてあります。その場合、県教育委員会として、特に災害があった地域と連携して、以前あったものが今こういう状況になっているということをリストアップしてくれるだけでも認識として残ります。地域の方々としては、周りが認識してくれていると思うことが復活する際の後押しになります。全てを県教育委員会でということにはいかないでしょうが、市町村教育委員会との連携の中で呼びかけていただきたいです。

文化課長

御指摘のとおり、伝統芸能の中には現在、休止となっているものもあります。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で、伝統芸能の6割が中止や中止検討という状態になっており、非常に心配しています。継続的に行っていく際に一旦中断してしまうと、そこで途絶えてしまうことが心配されるため、市町村と連携して伝統芸能の継続に取り組みたいと思っています。また、知事部局の文化企画・世界遺産推進課とも連携しており、この課題に一緒に取り組んでいきたいです。単に文化財を守るというだけでなく、地域の活性化、地域振興の面もあるため、そこも踏まえて取組みを進めていきます。

櫻井委員

文化財の定義が、歴史上または芸術上価値のあるものとなっていますが、歴史上のものとなると、古い文化財を「そのまま残す」という考えになりがちだと思います。大綱本文では「活かす」という項目で、デジタル技術の進歩ということに関連して良いことが書いてあります。このことを概要版の「文化財を活かす」という項目にも記載した方が良いと思います。

話は飛びますが、京都には外国人の庭師がいたりしますが、彼らは技能を言語化し、デジタル化して情報発信しています。このことで日本だけではなく広く世界から技術者・技能者が集まってくるようになれば、文化財がよりベストな形で残っていく可能性があります。是非デジタル化という言葉概要版の「活かす」か「伝える」という項目の中に入れてほしいです。

また、八代市の妙見祭は、細川三斎公が資金提供してその基礎を作りましたが、同時に裕福な町人達が資金提供して作り上げました。今の日本でどうしてそれができないかという、経営者にその気がないということより、寄付することがとてもやりにくい税法のためです。具体的には、寄付をしようとする際の寄付金額ですが、これは税法で損金に算入できる金額が決まっています。おおよその目安ですが、最終純利益、つまり税金を払った後の利益が1億円あったとすると、約70万円の寄付は損金として認められますが、それを超えると別途譲渡税が課されます。県や市町村には寄付はどれだけでもできますが、自分の町の祭りに対して寄付しようとする、当期の純利益を予想して当期に損金として認められる金額

を寄付することになり、3億円の純利益を計上する会社で210万円、2億円の会社で140万円となりますが、地場の中小企業で、1億円を超える純利益を出すことはなかなか難しいのではないのでしょうか。ただ方法として考えられることは、熊本県に対する寄付であれば損金になりますので、文化財を活かす目的のため、文化財を存続し、後世に伝えるためにも、また人を育てるためにも、教育委員会で受け皿を作っていて、目的別に寄付を集めて各地の困っているところに予算化するというを考えていただきたいと思います。実際私は、熊本県をとおして、個人的な納税という形で県産業技術センターに寄付をしています。どんなに高額な納税をしても所得税の形でしたら教育委員会には回ってきませんので。

文化課長

デジタル技術を活用して、文化財を伝えていくことは必要であると認識しています。例えば、建物の礎石だけ残っているものを見ても何かが分かりにくいですが、VRやARを活用して、本来そこに建物が建っていたことが分かるとう理解が深まります。そのため、活かし伝えるということに大いにデジタル技術を活用する必要があると認識しています。御指摘のとおり、概要版にはデジタル技術の活用について記載することにします。

寄付については、熊本地震のときには、民間の寄付をいただいて文化財の復旧等を行いました。大綱の本文には、恒久的な寄付の受け皿があり、災害が起きたときや通常の維持管理で使えるようにすることを今後検討していくということを記載しています。今後どのような方法でできるのか検討していきたいと思います。

田浦委員

豪雨災害のあとに人吉でボランティアに参加しましたが、そのときの注意書きに「歴史的な文書があった場合は取っておいてください」というのがありました。しかし、何がそれにあたるのかということが分からなかったもので、歴史的な文書が何かということを知っておくのが重要だと感じました。また、「子どもと一緒に」「教育も」ということが大綱に記載されています。子ども達は町探検等で自分の町にどのような働く場所があるのかと回ったりしますが、それと関連して歴史的な宝にどのようなものがあるのかという探検をするのも面白いと思いました。子ども達に知らせることで、大人が学ぶことができると思いますので、楽しみにしています。

文化課長

県では出前授業を行っており、学芸員が学校に出向いて地域の子供達が普段から身近に目にしているものに、実は大切な文化財がたくさんあるという話をしています。そうすると、関心を持って聞いてもらえて、授業後にアンケートを取ると、身近に文化財があるとは知らなかったもので、今後は大切にしたいという声をたくさんいただいています。このような取組みを今後も積極的に行っていきたいと思います。また、今後、授業や見学やマップ作りを市町村とともに取り組み、子ども達が文化財に触れる機会を作っていきたいです。

教育長

他に何かありますか。よろしいですか。

- 報告(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果(第2回)について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本調査は、新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の不安や悩み等を把握し、今後の施策に活かすために、6月の第1回調査に引き続き、10月に熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に第2回の調査を実施したものです。不安や悩み等があると回答した児童生徒数等の調査結果を御報告します。

まずは、3の調査結果(1)を御覧ください。新型コロナウイルス感染症にかかる不安や悩み等があると回答した児童生徒数は、27,753人で6月調査に比べ4,570人減少しています。校種別にみると、不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは6月調査と同様に公立小学校でした。

また、小中学校において、教育事務所ごと等の地域間による大きな差は見られませんでした。

次に裏面の(2)を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。全校種とも新型コロナウイルス感染症に対する感染の恐れや不安等が多くなっています。

次に別添の参考資料を御覧ください。10月調査から選択肢の1つに「いじめのこと」を追加しています。小学校では、499人の児童が不安や悩み等があると答えています。内容の主なものとして、「感染したらいじめられるかもしれない」と回答した学校が最も多くありました。また、「咳をしたら、『コロナ』と言われた」等の記述もありました。なお、気になる記述については、各学校で個別に対応をしています。

次に(3)を御覧ください。これは、スクールカウンセラーによる面接状況について掲載しています。県全体でスクールカウンセラーの面談が4,773件行われていて、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する内容は、全面談の1.7%の83件でした。

また、スクールカウンセラーからの報告では、具体的な相談内容として、「新型コロナウイルス感染症に関連した行動制限へのストレス」、「コロナ禍における進学についての経済的な不安」等がありました。

最後に4の今後の対応についてです。6月調査に比べ、全校種とも不安や悩み等があると回答した児童生徒は減少していますが、全国的にも新型コロナウイルスの感染は拡大しており、今後も継続して心のケア等の支援が必要であると考えています。

不安や悩み等が最も多い内容は、全校種とも「新型コロナウイルス感染症のこと」ですが、感染症についての正しい情報を知らせるとともに、継続して複数の教職員で児童生徒の状況を丁寧かつ的確に把握をし、心のケアが必要と判断された児童生徒等には、引き続きSCやSSWとの面談につなげるよう呼びかけていきます。

併せて、感染症に関する差別や偏見の未然防止のために、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、児童生徒及び保護者からの相談にも丁寧に対応していきます。

報告(2)は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

大変な状況で、いろいろと御対応いただき、ありがとうございます。差別、偏見の未然防止のために指導を行っていかれるということですが、具体的にどのよ

うなことを想定されているのかを教えてください。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。人権同和教育課と連携して、まずは、各学校の担任の先生から他県で起こっている状況や一般的な人権の問題、いじめ等につながる偏見について、ショートホームルーム、帰りの会、学活等で子ども達に丁寧に話をさせていただくこと、保護者に学校の通信等で呼びかけていっていただくことを本課からお願いしています。

人権同和教育課の取組みについては、人権同和教育課から補足をしてもらいたいと思います。

人権同和教育課長

人権同和教育課です。感染が拡大して半年ほど経っています。日赤及び文部科学省が出している資料は、小学校用、中学校用、高校用とあり、非常に良くできています。正しいことを知らないと不安になり、差別の元になることから、このような資料を活用して、発達段階に応じて指導するように年度初めに学校に周知しています。

併せて啓発も非常に大事で、ポスター等を全学校に配布し、啓発に努めています。第3波が来て、今後も感染が広がっていくと予想されます。現在、市町村からの要請もあり、冬休み前にチラシ、ポスター等の増刷、配布を進めています。

また、SNS上の誹謗中傷等が非常に心配されていますので、ネットパトロールを通じて、感染が確認された学校等をキーワードにして検索をかけて、誹謗中傷の実態把握にも努めています。誹謗中傷の削除については、法務局、県警とも連携をして対応を図っていく体制を整えています。現在のところ削除要請までは至っていません。以上です。

田口委員

私も日赤の資料を拝見しました。イラストや説明がとても分かりやすく、子ども達にも受け入れられやすいと思いました。各校種、子ども達の発達段階に応じた資料にして使っていただければいいと思います。資料はあるにしても、今この学年の子ども達にそれが適するかというところは、若干、先生方の手を入れないと使えない部分があると思います。熊本県では「熊本の心」等の効果的な資料を作っておられますので、それに追加するような形で各校種に対応したものができると先生方の負担がなく、実際に実施していただける割合も高まって、いじめ・不登校を未然に防げるのではないかと思います。まだ罹っていない子ども達への不安の解消と、登校を始めている罹患してしまった子ども達が安心して学校生活を送られるような手立てに、さらに力を入れていただくとありがたいです。

教育長

他に何かありますか。よろしいですか。

○報告(3) 「令和2年度(2020年度)熊本県公立学校善行児童生徒表彰について」

義務教育課長

義務教育課です。報告(3)「令和2年度(2020年度)熊本県公立学校善行児童生徒表彰について」報告します。

本表彰は、「熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則」に基づき、継続的な社会奉仕活動、社会福祉活動等を1年間以上続けて行っているものや、突発的な事故等に対する人命救助等の善行を行った団体または個人を表彰するものです。

本年度は、去る10月13日に審査委員会を開催し、市町村教育委員会及び県立学校長から推薦のあったもののうち、130件の被表彰個人及び団体を決定しました。

そのうち、「1」の小中学校及び高等学校9校については、推薦の中で特に賞賛に値する善行として判定を受けた児童生徒及び団体となります。今後、小中学校は各教育事務所等で、高等学校は各学校で表彰式を実施し、表彰状と楯を授与することとしています。

また、「2」の9件については、表彰状を送付し、各学校で表彰を行ってまいります。

さらに、「3」の112件については、平成28年熊本地震にかかる被災地支援活動及び令和2年7月豪雨にかかる被災地支援活動の善行となります。推薦基準には該当しないものの、被災地の支援活動を奨励する意義を込めて「くまモンのピンバッジ」を贈呈することとしています。

県教育委員会としては、善い行いをした児童生徒を表彰することで、公共の精神や他者を思いやる心をさらに育んでいきたいと思っております。

報告(3)は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

毎年たくさん表彰していただき、ありがとうございます。こういうことができるのか、という生徒もいて感動します。大変嬉しい制度で、これを目指して頑張っている児童生徒も必ずいると思います。したことを褒めてほしいということではないと思いますが、したことが報われたという思いを子ども達には持ってほしいと思います。していることは間違っていない、正しい、という思いを確認する意味でも大変ありがたい賞だと思いますので、今後も続けていただきたいと思います。

櫻井委員

毎年、違和感があったのが「善行児童生徒表彰」という名称です。全国には「優秀経営者賞」というものがあります。善いことを行った会社又は経営者を全国商工会議所が表彰するというものです。これが7～8年前から「グッド・カンパニー賞」という名称に変わりました。「善行児童生徒表彰」も「グッド・スチューデント賞」と名称を変えた方が、今の子ども達には「善いことをした」いいね！と感じるのではないかと思います。

義務教育課長

ありがとうございます。例年、表彰基準等の表彰規則の内容について関係者と議論していますので、ただ今の御指摘についても関係者で議論していきます。

教育長

他に何かありますか。よろしいですか。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和3年(2021年)1月18日(月)教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時40分。